

令和2年3月11日

教職員 各位

国立大学法人小樽商科大学長 和田 健夫

新型コロナウイルス感染症への当面の対応について（通知）

標記の件について、令和2年2月28日付「新型コロナウイルス感染症への当面の対応について」を通知しておりますが、道内における小規模の患者クラスター（集団）の発生や、韓国、イタリア及びイランの一部地域においても外務省の感染症危険情報レベルが引き上げられるなど、感染拡大が引き続き懸念されている状況となっております。

つきましては、本学における感染拡大防止のための当面の対応について定めましたので、引き続き適切な対応をお願いいたします。

# 新型コロナウイルス感染症への当面の対応

(令和2年3月10日時点)

## 1. 今後の海外渡航について

### (1) 渡航制限

- ①中国：湖北省，浙江省・・・渡航不可  
湖北省，浙江省以外の中国全土・・・不要不急の渡航は自粛
- ②韓国：大邱広域市及び慶尚北道清道郡・・・渡航不可  
慶尚北道慶山市，永川市，漆谷郡，義城郡，星州郡及び軍威郡・・・渡航不可  
その他の韓国全土・・・不要不急の渡航は自粛
- ③イラン：コム州・テヘラン州・ギーラーン州・・・渡航不可  
その他のイラン全土・・・不要不急の渡航は自粛
- ④イタリア：ロンバルディア州，ヴェネト州，エミリア＝ロマーニャ州・・・不要不急の渡航は自粛

### (2) やむを得ず渡航する場合

事前に総務課職員係に報告のうえ，感染防止のための対策（人混みを避ける，マスクを着用する，石けんを使用した手洗い等）を行うこと。

上記の地域に関わらず，海外渡航を検討する際は外務省海外安全 HP で最新の情報を確認すること。 (<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)

## 2. 新型コロナウイルスに罹患等した場合の取扱いについて

### (1) 就業禁止

新型コロナウイルス感染症と診断された教職員は「就業禁止」（有給）とする。

### (2) 就業禁止期間

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき，都道府県知事の勧告等による期間とする。

### (3) 報告の徹底

罹患した場合は，電話（内線5209）又はメール（shokuin@office.otaru-

uc.ac.jp) により総務課職員係に報告すること。

#### **(4) その他**

詳細については、「学内での新型コロナウイルス感染症発生時の対応マニュアル」を参照。

### **3. 感染防止の取組について**

#### **(1) 個人の感染予防**

##### **・手指衛生および咳エチケット**

- ① 主たる感染経路は飛沫感染と接触感染と考えられているので、手指衛生および咳エチケットなどの基本的衛生管理による感染症予防に努める。
- ② 手指衛生の基本は水道水と石鹸による手洗いです。水道水と石鹸による手洗いができない環境において、アルコール消毒液を利用することが望ましい。

##### **・発熱等の症状がみられる場合**

- ① 発熱(37.5℃以上)の症状が見られるときは出勤しない(病気休暇を取得できる)。
- ② 発熱がなくても体調不良の症状がある場合は出勤しない(病気休暇を取得できる)。

#### **(2) 職域の感染予防**

##### **・職場で発熱等の発症があった場合**

- ① 職員が帰宅後、執務エリアの消毒を行う。  
範囲、対象：発症した職員の執務エリア半径 2m 程度、机、いすなど他の職員が手で直接触れるような範囲。  
方法：アルコールスプレーなどを用いる。消毒をする人はマスク、手袋、必要に応じてゴーグル、エプロンなどを用いる。

##### **・通常勤務範囲等の予防**

- ① 不特定多数の人が触れるドアノブ、階段の手すり、エレベーターの操作盤、カウンター、電話などはアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液(漂白剤)を用いて消毒する。次亜塩素酸は適切に希釈して用いること(拭き取りが必要です)。消毒の回数、場所の例については別紙「事務室における環境消毒のめやす」参照

② 給湯エリアでの手拭き，食器用ふきんの共有を避ける。

・換気

① コロナウイルスは空気感染をしないとされているが，室内のウイルス量を低下させるため換気を実施する。

**(3) 会議・イベント等の開催における感染予防**

多数の方が集まる会議・イベント等の主催者においては，感染拡大の防止という観点から，感染の広がり，会場の状況等を踏まえ，開催の必要性を改めて検討すること。

特に，3月19日（木）までは多数の方が集まる会議・イベント等については，大規模な感染リスクがあることを勘案し，慎重に検討すること。

なお，やむを得ず開催する場合には，下記のような感染拡大防止の措置をとるとともに，開催方法の工夫の例を参考として，感染拡大防止の対策に務めること。

・感染拡大防止の措置

- ① 風邪のような症状のある方には参加をしないよう徹底
- ② 参加者への手洗いや咳エチケットの推奨，可能な範囲でアルコール消毒液の設置
- ③ こまめな換気の実施
- ④ 会議・イベント等終了後には会場の消毒を徹底

・開催方式の工夫の例

- ① 参加人数を抑えること
- ② 会場の椅子の間隔を空けて，参加者間のスペースを確保すること
- ③ 会議・イベントの内容を精選し，全体の時間を短縮すること
- ④ 会議については，メール等による持ち回り開催（書面審議）を推奨する

**4. ホームページ等の確認について**

新型コロナウイルス感染症に関する情報については，本学ホームページに掲載することから，随時確認すること。